

R I S E

ラ イ ズ

強要する、「時系列等報告書」！！

東二両の仲間の皆さん、おはようございます。

2007年12月27日、東二両の職場で管理者による不当な「時系列等報告書」を強要する事実がありました。

それは、12月25日、夜出勤の修繕班C番の作業中での出来事でありました。

東二両修繕班C1・C2・C3の作業範囲でC1・C2の社員は仕業検査の補助つまり会社が「仕業検査班を一部外注し作業時分が50分」としたことで仕業班の作業が無理なときにC1・C2で仕業班の後作業を行うとして出来たパートにも拘らず。当日は700系電車の主変換装置点検作業をメーカーが行った後確認として、会社は修繕班C番に後確認を施行させたのです。しかし、この作業に不適せつなことがあったとして、後日その日のC1・C2・C3にたいして不当な「事情聴取」がなされたのであります。

それは、メーカー作業終了後の「側カウル」の後検作業に修繕班C1が行ったにも拘らず、作業に携わっていないC3の東海労組合員に事情聴取を行い「私はその作業に携わっていない」と言っても「時系列等報告書」を強要し『書かない』と言うと、驚いたことに「業務指示違反」を通告してきたのです。

会社の強権的な「時系列等報告書」の強要を我々は許さない！！

そもそも、この作業は修繕班C番となっているが、C3は検修庫に入る電車の申告処理の担当なのです。これを管理者の連絡ミスなのか、C2・C3もメーカー作業の後検を行ったことになっていたのです。その日の作業日誌にもメーカー作業の「側カウル」の後検はC1、1名になっていたのですが。その翌日12月26日の検修日報では、修繕班C1・C2・C3になっていたのです。なんといい加減な管理者の報告なんでしょう。それを信じきった何も知らない管理者は、当日の修繕班C1・C2・C3の社員に「時系列等報告書」を強要したのです。しかし、呼ばれた組合員は当然「私はその作業に携わっていない」と言ったのです。だが、管理者は事情聴取を行い何が何でも「時系列等報告書」を強要してきたのです。そして、『書かない』と拒否をすれば「業務指示違反」を通告して来たのであります。当然、その東海労の組合員は「業務指示違反」を不服だとして「苦情処理」を申請しました。

東二両で働く皆さん、このような会社の不当な「事情聴取」と「時系列等報告書」の強要は断じて許してはいけません！！管理者であっても間違っていることは間違いだ！と声を大にして言って行きましょう。

次回につづきます。